



第1	目 的	8
第2	基本構想の期間	8
第3	大分市の特性	
1	自然特性	9
2	歴史特性	10
第4	大分市を取り巻く社会情勢と課題	12
第5	構想の前提となる都市の枠組み	15
第6	目指すまちの姿（都市像）	16
第7	基本的な政策	17

基本構想

第1 目的

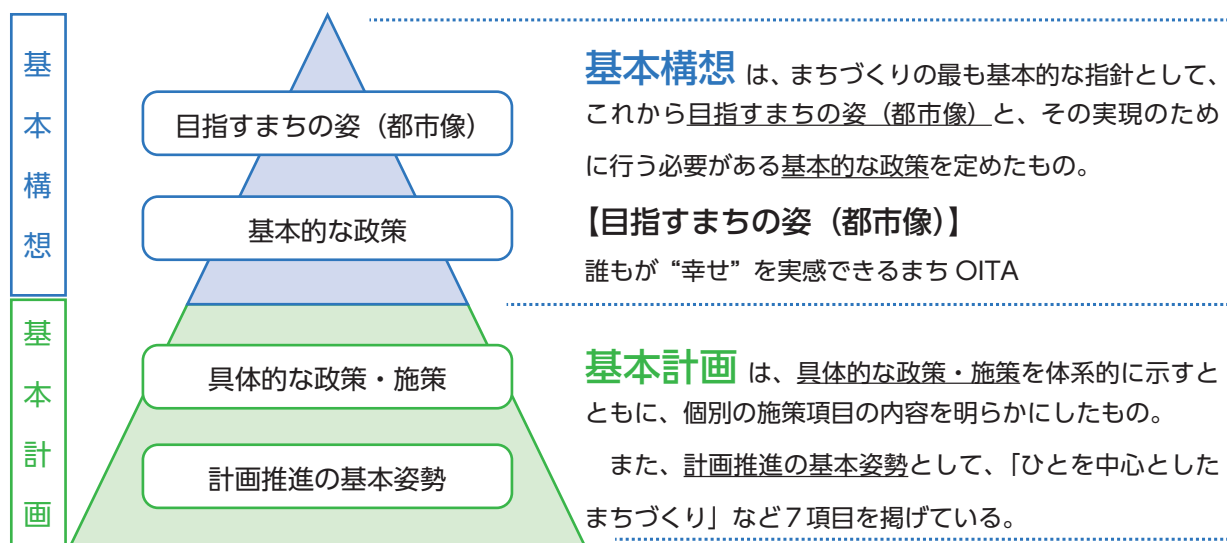
この基本構想は、これから本市が目指すまちの姿（都市像）と、それを実現するために行う必要がある対策（基本的な政策）を定めるものです。

本市は、1971（昭和46）年に「大分市総合開発計画」を策定して以来、7次にわたる改定を行い、それぞれの時代に即した基本構想を策定し、福祉、教育、文化、産業、防災、環境、都市基盤など各分野における諸施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。この間、2012（平成24）年には、市民主体による自治の実現を図ることを目的に制定した「大分市まちづくり自治基本条例」において、総合計画が行政運営を行う上での最上位の計画として位置付けられ、市が行う施策の方向性を定める指針として策定することが義務付けられました。

こうしたなか、わが国の人口は2008（平成20）年をピークに減少局面に入り、本市の人口も、加速する少子高齢化の波を受け、2016（平成28）年をピークに減少に転じ、地域経済の停滞や地域コミュニティの弱体化など、都市の活力低下を招く看過できない問題の対応を迫られています。

また、本市は、先人から受け継いできた都市の個性や特性を守り育てるとともに、県都として、九州の中核を担う都市として広域的な発展をけん引する役割を担っています。

これらを踏まえ、この基本構想においては、市民の幸せな暮らしの実現に向け、総合的かつ計画的な行政運営の指針を定め、新たな目標と発展の方向性を明らかにすることとします。



第2 基本構想の期間

この基本構想の期間は、2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までとします。

第3 大分市の特性

1 自然特性

○ 位置

本市は、アジア太平洋諸国に近接し、九州の東端、東九州軸の北部、瀬戸内海の西端に位置し、県の扇状県域の要に当たり、南は臼杵市及び豊後大野市、西は別府市、由布市及び竹田市に接し、九州でも有数の広い市域を有しています。

○ 地勢

本市の地勢は、高崎山をはじめ鎧ヶ岳、樅木山などの山々が連なり、市域の約半分を森林が占めるなど、豊かな緑に恵まれています。また、これらの山々を縫うように一級河川である大野川、大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでいます。

海岸部においては、北部沿岸海域は水深が深く、東部沿岸は豊予海峡に面したリアス式海岸で天然の良港となっています。

このように、海、山、川のすべてがそろい、自然と都市が共存する優れた都市環境を有しています。



○ 野生生物

本市の植生は、佐賀関半島から大野川以東にかけてシイ群落が、大野川以西ではアラカシ群落が優勢となっており、東西で異なる分布を示しています。また、天然記念物は、高崎山のサル生息地、杵原八幡宮のクス、高島のウミネコ営巣地とビロウ自生地、オオイタサンショウウオなどが指定されており、野生生物の生息環境に恵まれています。

基本構想

2 歴史特性

○ 歴史的特徴

縄文時代から現代まで、瀬戸内ルートを主幹にした「海の道」を媒介に歴史を刻んだ東九州の要地です。また、古代・豊後国府以来、現代まで1300年にわたり県都としての役割を担っています。

● 先史～古墳時代

西日本屈指の縄文遺跡である横尾貝塚では、海を介した黒曜石の交易の跡が見つかっています。また、古墳時代の大分は、県下最大級の前方後円墳・亀塚古墳や築山古墳などに代表される古墳が別府湾南岸沿いに数多く遺されていることから分かるように、豊後における古代勢力形成の中核となっていたことがうかがえます。

加えて、「壬申の乱」での勲功者・大分君恵尺おおいたのみみえさかのものと推定される九州唯一の畿内型終末期古墳・古宮古墳に象徴されるように、東九州地域において畿内（中央）文化の影響が最も濃厚に及びました。



● 古代・奈良時代

古代大分は「豊後国風土記」に広々とした美田・碩おお田きだの美称で記されているように、豊かな米の生産の地であるとともに、全国に建立された64か国の国分寺のなかでも3指に入る壮大な七重塔を持った豊後国分寺が造営されました。



● 古代・平安時代

大分元町石仏、高瀬石仏、曲石仏などに代表される磨崖仏文化が大分川流域を中心に広く展開され、また、豊後一の宮が置かれ、神仏混淆こんこうの精神文化が展開されました。



● 中世・戦国時代

九州北部に大きな勢力を築いた戦国大名大友宗麟は、聖フランシスコ・ザビエルを豊後府内に招き、海外との貿易を積極的に進めました。府内のまちは海外の品々があふれ、異国の人々が行き交い、西洋の医学、天文学、音楽、演劇をはじめとする南蛮文化がいち早く花開き、日本を代表する国際色豊かな貿易都市として繁栄しました。



● 近世・江戸時代

府内藩の城下町のほか、熊本藩の港町鶴崎・佐賀関や宿場町野津原、岡藩の港町三佐や宿場町今市、臼杵藩の在町戸次、延岡藩の代官所があった千歳、幕府領の高松など小藩分立のなか、独特の地域が形成されました。



● 近現代

明治以降、幾度かの市町村合併により現在の本市が形成されてきました。その経緯から、旧市町村の拠点であった地区は現在も地区拠点としての機能を持ち、その地区拠点を中心に地域が形成されています。

市全体としては、新産業都市※¹として、鉄鋼、石油化学、銅の精錬など重化学工業を中心に発展し、近年では、IT 関連の企業が進出するなど、さまざまな産業が集積しています。

鉄道3線に加えて高速道路の整備が進み、県内外からの主要幹線道が合流しており、豊後水道を經由して内外に通じる海上交通の発達と相まって、東九州における拠点都市として発展を続けています。



用語解説

※ 1 新産業都市

1962（昭和37）年に制定された新産業都市建設促進法により、工業開発拠点に指定された地域。地方での工業開発を図り、大都市圏への人口・産業の集中の防止と地域格差の是正を目的に指定。

第4 大分市を取り巻く社会情勢と課題

1 加速する少子高齢化と人口減少

わが国の人口は2008（平成20）年をピークに減少し始め、国立社会保障・人口問題研究所によると2070年には8,700万人になると推計されています。その主な要因として出生数の急速な減少が挙げられ、厚生労働省の「人口動態統計」によると、2015（平成27）年に100.6万人であった年間出生数は、2023（令和5）年には72.7万人となり、国の将来推計より速いペースで少子化が進行しています。一方で、世界に先行する形で高齢化が進展しており、総務省の人口推計によると、65歳以上人口の割合は2023（令和5）年に29.1%となり、世界で上位に位置しています。

本市の人口は2016（平成28）年の478,586人をピークに減少が続き、本市の人口の将来推計をまとめた「大分市人口ビジョン」によると、2070年には35万人になると推計されています。本市の出生数は2014（平成26）年以降、減少傾向が続き、2023（令和5）年は3,249人と、2015（平成27）年の4,281人と比較すると24.1%減少しています。その背景には、若年層の就職等に伴う大都市圏への流出、未婚化・晩婚化の進展等があり、それによりさらに出生数が減少し、少子化に拍車がかかっている状況です。

一方で、本市の65歳以上人口の割合は、年々増加しており、「大分県の人口推計報告」によると、2024（令和6）年に29.1%となり、今後も高齢化が一層進行する見込みです。

さらに、各自治体で人口減少対策に係る取組が活発に行われるなど、都市間競争が激化しており、大都市をはじめとした他都市への人口流出による社会的な人口減少の加速化も懸念されます。

こうしたなか、医療や福祉、農林水産業等の各産業分野における担い手不足や高齢化、地域公共交通をはじめとするインフラの維持困難、社会保障関係費の増大などが深刻な問題となっています。

このような問題に対し、結婚や出産、子育てしやすい環境づくりに地域や企業など社会全体で取り組んでいくこと、若者がその能力や行動力を十分に発揮できる環境を整備していくこと、高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で豊かに暮らすことができるようにすること、地域の特性を生かした移住・定住の促進や関係人口※¹の増加を図るための環境を整備していくこと、誰もが地域のニーズに応じて活躍できる「地域の支え手」となる仕組みを構築することが求められています。

2 地域におけるつながりの希薄化

地域コミュニティ※²は、住民同士が強い絆で結ばれ、お互いに支え合い、地域の秩序を保つ一方で、子どもを温かく見守り、世代間交流が行われるなど、市民一人ひとりが豊かな生活を送るための重要な役割を担っています。

急速な少子高齢化の進展や単独世帯の増加、価値観やライフスタイルの変化などにより、地域でのつながりが希薄化し、地域コミュニティ機能が次第に低下しています。

地域コミュニティの役割が機能しなくなることで、必要な支援を受けることができず、社会的に孤立してしまう人が出てくるなど、地域における安全・安心の確保が危ぶまれます。

こうしたなか、住民や自治会、NPO、ボランティア団体、学生団体など多様な主体との連携に加え、住民同士が共助の精神でつながる地域コミュニティの活性化を後押しし、活力と魅力ある地域社会を若い世代へとつなげていくことが求められています。

3 安全・安心な社会への意識の高まり

かつてない豪雨や大規模地震など、全国各地で自然災害が発生し、大きな被害をもたらしています。また、近い将来には南海トラフ巨大地震などの発生も予想されており大規模災害への備えが必要となっています。さらに、国内では2020（令和2）年に発生した新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックや、特殊詐欺等の多様化する悪質な犯罪など、市民の日常生活を脅かす事案により、人々の安全・安心な社会への意識はますます高まっています。

災害や犯罪などを未然に防止し、市民の生命と財産を守るとはまちづくりの原点です。行政による公助を中心とした危機管理体制や強靱な都市基盤を整備するとともに、家庭やコミュニティの地域防災力や防犯対策の強化、学校での防災・防犯教育など、市民一人ひとりが地域のさまざまなリスクを認識し、自助、共助の意識を高めることで、防災・減災や防犯の取組を充実させる必要があります。

4 ライフスタイル※3の多様化

「物質的な豊かさ」よりも「精神的な豊かさ」を重視する人々が多い現代社会では、モノやお金への考え方や家族の在り方、働き方などのライフスタイルが多様化し、一人ひとりの個性や考え方を尊重する意識が高まっています。

このようななか、多様な価値観を認め合い、年齢や性別、国籍や障がいの有無にかかわらず、誰もが生涯にわたり、個性と能力を発揮し、さまざまな場面で活躍できる社会の実現が求められています。

5 デジタル化の進展

近年、5G※4、IoT※5、AI※6などのデジタル技術が急速に発展し、わたしたちの日常生活のなかでもテレワークやオンラインサービスなど、新たな働き方や暮らし方が普及してきています。

一方、新型コロナウイルス感染症への対応において、国・地方の双方で行政におけるデジタル化の遅れなど、デジタル環境をめぐるさまざまな課題が浮き彫りになりました。

デジタル技術の活用により、新たなサービスの創出や価値観の変化がもたらされるなか、それに伴う個人情報保護や情報セキュリティの強化、情報格差の是正などに配慮し、誰もがいつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を受けることができ、安全で快適に暮らせる社会の構築が求められています。

用語解説

※1 関係人口

その土地に住んでいる、または移住した「定住人口」でなく、観光などで訪れた「交流人口」でもない、居住地と離れた地域を歩き来して、地域の人々と多様に関わる人々のこと。

※2 地域コミュニティ

一定の地域において、その地域の発展を目指し、あるいは、地域の課題を解決するという共通の意識のもとに、協力し、助け合いながら自主的・自発的に活動する人々の集団。自治会やこども会、地域活動団体など地域に居住する人々によって組織される団体、地域の発展や課題解決のための活動を行う限りにおいては、NPO、ボランティア団体なども含む。

※3 ライフスタイル

人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

※4 5G

第5世代移動通信システム(5th Generation)と呼ばれる通信規格のこと。これまでの通信規格と比較して、高速・大容量、超低遅延、多数同時接続が可能な移動体無線通信システム。

※5 IoT

Internet of Thingsの略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※6 AI

Artificial Intelligence(人工知能)の略。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現したもの。

基本構想

6 グローバル化の進展

情報通信技術の進歩や交通手段の発達により、人、物、情報の国際的移動が活性化され、企業の国際的な競争の激化、インバウンド※⁷需要の高まりによる外国人旅行者の増加、さらには深刻化する生産年齢人口の減少に対応するための外国人労働者の受け入れなど、社会経済活動のグローバル化が拡大しています。

こうした状況に対応するため、語学力のみならず、相互理解や価値創造力、社会貢献意識などを持ち、世界で活躍できる人材の育成、地域資源や観光資源等の魅力を世界に向けて積極的に情報発信する取組、そしてあらゆる国籍の人々が安心して暮らし、活躍することができる多文化共生社会の構築が求められています。

7 脱炭素社会※⁸の実現に向けた取組の広がり

地球温暖化は、気温の上昇のみならず、異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加などさまざまな気候の変化を引き起こしています。このような気候変動によって洪水などの自然災害の増加、生態系への影響、食料生産や健康など人への影響が生じています。

国は、気候変動対策における世界的な動向を踏まえ、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル※⁹」を宣言しました。また、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。こうした状況のなか、脱炭素社会を目指す動きは自治体にも広がり、本市においても、2021（令和3）年に「2050年ゼロカーボンシティ※¹⁰」を宣言しています。

本市は、新産業都市の指定を受けて以降、大規模な工場やコンビナートが立地する都市として発展を遂げ、高い産業力を誇る一方で、県内の温室効果ガス排出量の約8割を占めていることから、脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者・行政の各々が主体となって進める地球温暖化対策を示すとともに、それらの取組を着実に推進していくことが求められています。

8 行財政改革の推進

急速に進む少子高齢化や人口減少などにより、本市においても、歳入の根幹をなす市税の大幅な増収が期待できない一方、扶助費をはじめとする社会保障関係費や老朽化が進む公共施設等の維持管理及び更新経費等の増加が見込まれています。

その結果、毎年度、継続的に収支不足が生じるとともに、臨時的な財政需要に対して十分な余裕のない状態が続くことで、財政の硬直化が今後ますます深刻となることが懸念されており、次世代への責任の視点に立って改革を進め、財政を健全化することが強く求められています。

新たな行政課題や多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するとともに、将来にわたって、質の高い行政サービスを安定的に提供していくためにも、これまで以上に、財源や人材などの限られた行政資源の有効かつ効率的な活用を図り、持続可能な行財政運営を確立していく必要があります。

用語解説

※⁷ インバウンド

外から中へ入ってくるという意味があり、「外国人が自分の国を訪れること」あるいは「外国人旅行者」を指す。

※⁸ 脱炭素社会

化石燃料への依存度を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化などを図ることにより、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする社会のこと。

※⁹ カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすること。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット（埋め合わせ）することなどにより達成を目指す。

※¹⁰ ゼロカーボンシティ

2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らがまたは地方自治体として公表した地方自治体。

第5 構想の前提となる都市の枠組み

1 将来の人口の予想

日本全体の人口が2008（平成20）年をピークに減少を続けるなか、本市の人口も2016（平成28）年をピークに減少を続けています。

こうした人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向として人口の将来展望を示すため、本市では、「大分市人口ビジョン」を策定し、基本構想の目標年度である2034（令和16）年の将来推計人口を461,000人と想定しています。

2 今後の土地利用の方向

本市では、新産業都市建設に伴う急速な人口増加と市街地の拡大に対応するため、公有水面埋立事業、土地区画整理事業、民間団地開発事業等の面的整備により、農地や山林等の自然的な土地利用から住宅・店舗・工業用地等を主体とした都市的な土地利用への転換が大幅に進められてきました。

一方、今後の土地利用においては、急速な少子高齢化・人口減少の進展、近い将来に発生が予想される大規模地震や近年頻発・激甚化する風水害など、都市を取り巻く環境の変化等を的確にとらえ、各地域の特性を踏まえた対応が求められています。

既に都市的な土地利用がなされている土地については、極力その土地の有効利用を促進するとともに、自然的な土地利用がなされている土地については、自然環境を保全することを原則とし、今後、都市的な土地利用への転換等を行う場合には、周辺の自然環境や生物多様性、防災性、その他土地条件に与える影響等を勘案する必要があります。

また、山間部等、過疎化の進む地域においては、生活基盤を整備し、地域の活性化を図ることが求められており、地域の実情に応じた土地利用を進めなければなりません。

このようなことから、市民の地域への誇りと愛着を醸成し、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して快適に暮らすことのできるまちを目指し、各地域の自然的、歴史的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した土地利用を推進していくことが必要となります。

そのなかで、今後の産業の見通しを考慮した産業機能の強化や雇用の創出、地域経済の活性化等に資する土地利用の推進も重要な要素となります。

3 大分市の果たす役割

本市は、古代より東九州の要地として、地理的にも歴史的にも重要な役割を担ってきました。戦後の高度経済成長期以降、新産業都市の建設を機軸に幅広い産業が展開され、国内有数の産業都市として飛躍的な成長を遂げ、県全体の産業を支えてきました。

また、従来から本市は九州と関西・四国地方を結ぶ海上交通の拠点であり、九州の東の玄関口としての役割を担うなか、近年は東九州自動車道の開通、中九州横断道路の整備、大分港の機能拡充により、九州各都市を結ぶ交通・物流の結節点としての役割が高まってきており、九州の中核都市として確たる地位を築いています。

さらに、政治、経済のみならず情報、教育、文化、芸術、福祉、医療などさまざまな都市機能の集積が進み、広域的に見ても市民生活や企業活動の基盤が整備された拠点都市として主導的な役割を果たしています。

今後、人口減少・少子高齢化の更なる進展、ライフスタイルの多様化、デジタル化の進展、脱炭素社会への移行などさまざまな時代の流れのなかで、ますますこうした地位と役割にふさわしいまちづくりが求められています。

本市としては、こうした諸情勢を踏まえ、周辺自治体との連携、役割分担のなかで、市民の創意と英知を結集し、高次の都市機能の拡充を図り、県都として広域的な発展をけん引するとともにアジア太平洋地域のなかで拠点性を発揮できる都市として先導的な役割を果たしていく必要があります。

第6 目指すまちの姿（都市像）

— 未来の大分市をどのようなまちにするか — それは、わたしたち市民一人ひとりの、自分のまちへの思いの結晶であり、同時に、今を生きるわたしたちの思いを次の世代に引き継ぎながら、将来の夢の実現に向けてともに考え行動し続けるなかで見えてくるものです。

すべてのひとが、身体的・精神的・社会的にも満たされ、誰もが“幸せ”を実感することができる、ウェルビーイング※¹な社会を実現するために、わたしたち市民が目指すまちの方向性をまとめました。

◎ 目指すまちの方向性

1 豊かな個性をはぐくみ、ともに成長できるまち

人口減少・超高齢社会において、安心してこどもを産み育てることができ、未来を担うこどもたちが健やかに成長できる環境を築いていくことは何より重要です。

また、次代を担う若者をはじめ、すべての人が、本市に「住みたい」「住んでよかった」と思えるために、一人ひとりの個性が尊重され、生涯にわたって学び、文化・芸術・スポーツに親しむことによって、豊かな心をはぐくみ、ふるさとの誇りを持ち、成長し合い、いきいきと暮らすことができるまちを目指します。

2 共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち

市民一人ひとりが人権を尊重して多様性を認め合い、お互いに支え合い、助け合う共生社会を実現することが、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちへの第一歩です。

行政がその基盤づくりやサポートを積極的に行うとともに、市民や地域、関係機関と一体となって、日常生活を脅かす災害や交通事故、犯罪等から市民の生命・財産を守り、安全・安心な社会の実現を目指します。

3 新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまち

誰もが未来に挑戦し、持続可能な社会をつくりあげていくために、道路、上下水道施設など都市の基盤となるインフラの効率的な整備や農林水産物の安定的な供給、企業の成長や雇用の創出など、今の時代を生きるすべての市民の生活基盤を整えることが必要です。

また、カーボンニュートラルの実現や自然・歴史・文化に配慮したまちづくりを進め、未来への責任を果たすことが求められています。

その上で、デジタル技術をはじめとした最新技術の活用や本市の拠点性を地域間連携に生かすことにより、社会・経済・産業など多方面に相乗効果とイノベーション※²を生み出し、活力とにぎわい、個性があふれ、未来への挑戦を後押しするまちを目指します。

これまで先人から受け継いできたまちの個性や特性を守り育てながら、新たなまちの活力や価値を生み出し、次の世代へまちづくりのバトンをつないでいく必要があります。わたしたち大分市民は、この3つの目指すまちの方向性を胸に抱き、幸せを実感できる未来への思いを一つにして、たゆまぬ歩みを続けながら、新しい時代にふさわしいまちづくりを進め、市民一人ひとりの幸せな暮らしを追求していきます。

ここに、大分市の目指すまちの姿（都市像）を掲げ、その実現に向けて、ひとを中心としたまちづくりを進めていきます。

目指すまちの姿（都市像）

誰もが“**幸せ**”を実感できるまち OITA

第7 基本的な政策

目指すまちの姿（都市像）の実現を目指し、3つの「基本的な政策」を掲げ、それに沿った各種施策を展開することとします。

1 豊かな個性をはぐくみ、ともに成長できるまち

- 安心してこどもを産み育てることができる環境を整え、社会全体でこどもの健やかな成長を支える社会をつくります。
- 未来を担うこどもたちの「確かな学力」「豊かな人間性と社会性」「健やかな心身」をバランスよく育成するとともに、豊かな個性を尊重し、変化の激しい社会をたくましく生きる力をはぐくみます。
- 誰もが生涯にわたって主体的に学び、文化・芸術やスポーツに親しむとともに、ふるさとの誇りを持ち、地域との一体感がある、活力に満ちた社会をつくります。
- 外国にルーツを持つ人々も暮らしやすく、多彩な国際交流や国際協力により多様性に満ちた魅力あるまちづくりを進めます。

2 共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち

- 市民一人ひとりが人権を尊重し、お互いに認め合い、誰ひとり取り残されない社会を目指します。
- 誰もが住み慣れた地域で、お互いに支え合い、助け合いながら、健やかに安心して暮らすことができる地域社会をつくります。
- 市民、地域、行政及び関係機関が一体となって防災・減災対策に取り組み、災害に強いまちづくりを進めるとともに、消防・救急体制の充実やあらゆる犯罪の撲滅を目指し、市民の生命・財産を守ります。

3 新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまち

- 道路や水道などのインフラが効率的・安定的に整備され、多極ネットワーク型集約都市^{※3}として、利便性の高い公共交通ネットワークの構築や自然・歴史・文化等に配慮した計画的な都市骨格の形成により、地域間の連携や交流が促進されるまちづくりを進めます。
- 企業の成長や創業を支え、雇用の創出や競争力向上を実現するとともに、持続可能な農林水産業の発展や東九州の物流拠点としての役割強化、地域資源を活用した魅力づくりにより、活力とにぎわい、個性があふれるまちづくりを進めます。
- 市民、事業者、行政が連携して、カーボンニュートラルの実現と循環型社会形成を目指し、人と自然が共生する豊かなまちを目指します。
- さまざまな分野での新たな挑戦や人材育成を後押しするためにデジタルトランスフォーメーション^{※4}を推進するとともに、市民サービスの向上と行政事務の効率化を目指し、行政DXに積極的に取り組みます。

用語解説

※1 ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

※2 イノベーション

革新的な技術や発想により新たな価値を生み出し、社会に大きな変化をもたらすこと。

※3 多極ネットワーク型集約都市

都市の中の多様な魅力を複数の拠点として集約し、それを利便性の高い公共交通を中心とする多様な交通手段で連携させた都市。

※4 デジタルトランスフォーメーション (DX)

デジタル技術を活用して、業務プロセスだけでなく、組織や組織の文化・風土をも改革すること。



第1章 基本計画の目的	20
第2章 基本計画の期間と対象	
第1節 計画の期間	20
第2節 計画の対象区域及び範囲	20
第3章 基本計画の要件（計画策定に当たって考慮すべき事項）	
第1節 人口	21
第2節 経済	26
第3節 土地利用	29
第4章 まちづくりに関する市民の意識	30
第5章 基本的な政策の体系	32
第6章 計画推進の基本姿勢	33

基本計画総論

第1章 基本計画の目的

本市は、基本構想において目指すまちの姿（都市像）として掲げた「誰もが“幸せ”を実感できるまちOITA」の実現を目指し、まちづくりを進めていきます。

また、その実現のために3つの基本的な政策を掲げ、そこから導き出された各種の具体的な施策を進めることで、総合的かつ計画的な行政運営を行っていきます。

この基本計画では、基本構想で定める基本的な政策とそれに基づく具体的な各種施策の関係を体系的に示すとともに、個別の施策項目の内容を明らかにすることとします。

第2章 基本計画の期間と対象

第1節 計画の期間

この基本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までとします。

第2節 計画の対象区域及び範囲

この基本計画に基づいて各種施策を行う区域は、大分市区域としますが、生活圏や経済活動の広域化等により広域的配慮を必要とするときは、関係自治体の区域についても含めるものとします。

また、この基本計画に掲げる施策の範囲は、市が主体となる事業にとどまらず、必要に応じて、国、県、事業者などが主体となる事業も含めるものとします。

第3章

基本計画の要件（計画策定に当たって考慮すべき事項）

第1節 人口

（1）総人口

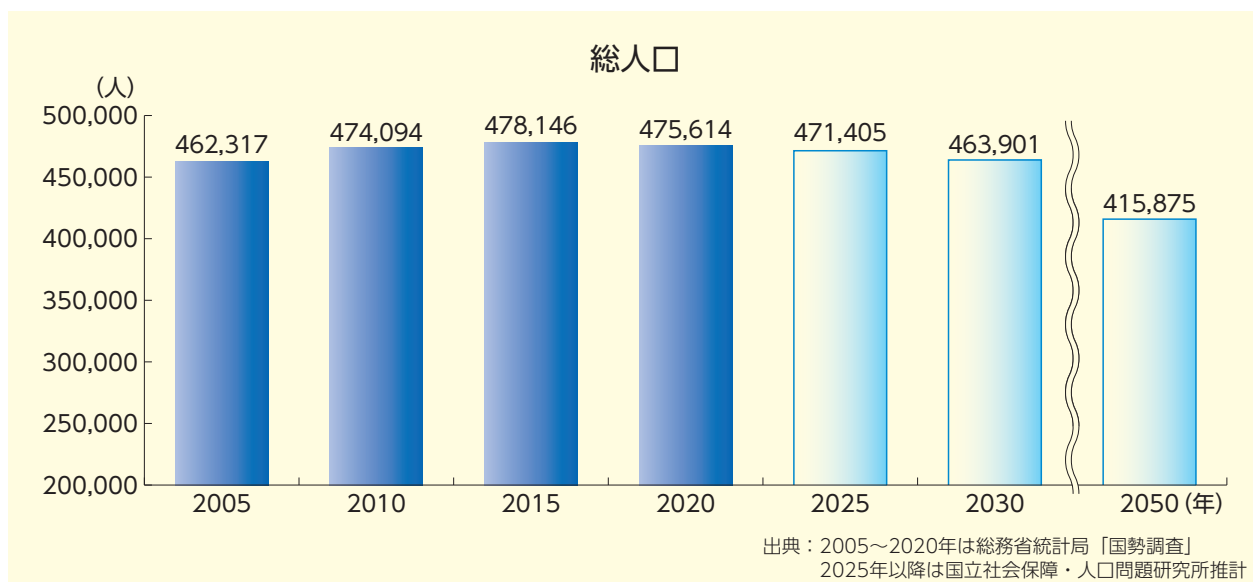
本市の総人口は、2020（令和2）年国勢調査によると、475,614人です。1963（昭和38）年からの動きを見ると、新産業都市建設が本格化した1965（昭和40）年以降、急速な人口増加をたどり、1965（昭和40）年から1975（昭和50）年までの10年で93,820人増加しました。

その後、日本経済が安定成長となったことから新産業都市建設も安定期に入り、1975（昭和50）年から1985（昭和60）年までの10年では69,859人増加し、以降増加を続けながらも、増加数は漸減傾向にありました。そして、近年では、2015（平成27）年から2020（令和2）年までの5年間で2,532人減少し、初めて前回の国勢調査結果を下回りました。

今後の人口について、2020（令和2）年の国勢調査を基に国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が2023（令和5）年に公表した推計によると、本市の人口は、2025（令和7）年には471,405人、2030（令和12）年には463,901人とされ、その後も減少数が増大していくことが見込まれています。さらに、2050（令和32）年の総人口は、415,875人で、2020（令和2）年と比べると約60,000人減少するとされるなか、生産年齢人口（15歳～64歳）は約64,000人減少する一方、老年人口（65歳以上）は約21,000人増加する見込みとなっています。

このような人口構造の変化により、生産年齢人口の減少による税収減、老年人口増加による社会保障関係費の増嵩が想定され、生産年齢世代の負担増大や本市の財政状況のさらなる逼迫が懸念されます。

「大分市人口ビジョン」では、自然減抑制と社会増の両面から人口減少対策に取り組むことにより、2070（令和52）年の総人口を386,000人程度とする将来展望を目指すなかで、基本計画の期間である2029（令和11）年度末の本市の人口は468,000人と想定します。

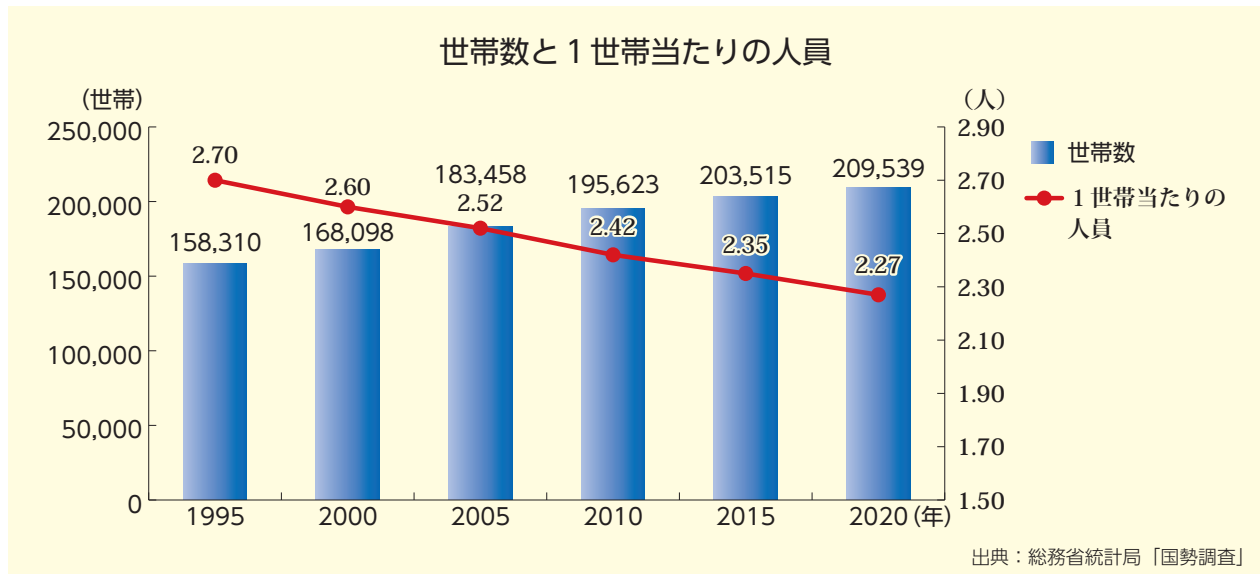


基本計画総論

(2) 世帯数

本市の世帯数は、2020（令和2）年国勢調査によると、209,539世帯であり、1963（昭和38）年から増加を続けています。2020（令和2）年以降においても、毎年10月1日における住民基本台帳に登録された世帯数は前年より増加しており、世帯数の増加傾向が続いています。

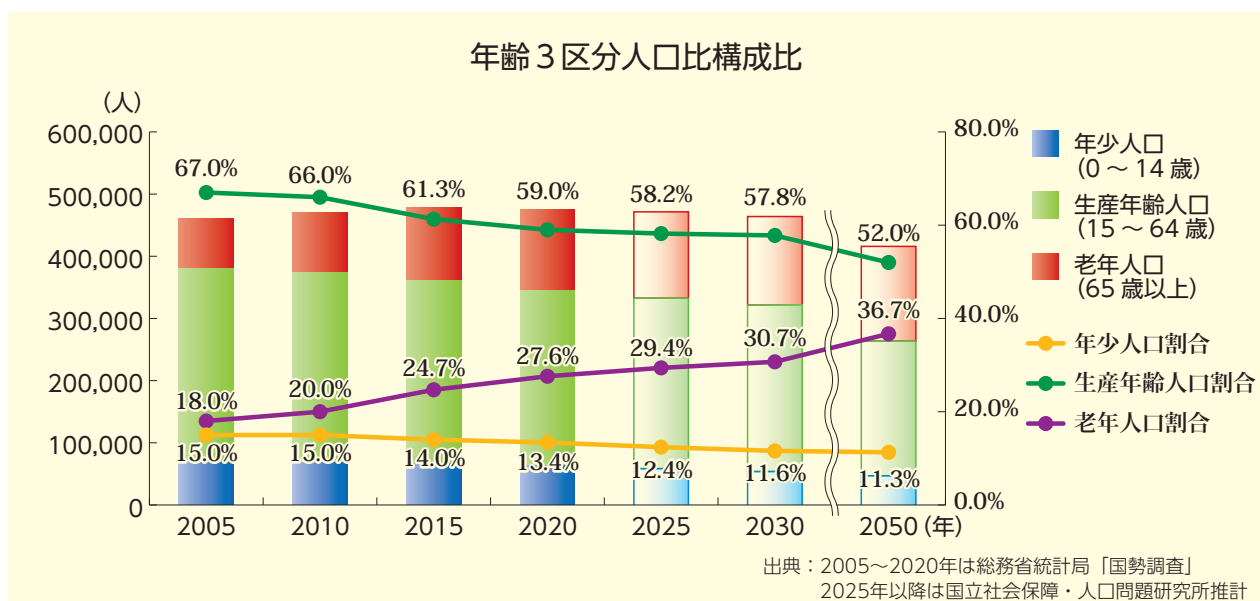
一方、一世帯当たりの人員は、1965（昭和40）年に4.05人であったものが、核家族化の進行、出生数の減少などにより2020（令和2）年には2.27人にまで減少しました。



(3) 年齢構成

本市の人口における年齢別の構成比を見ると、近年では、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加しています。

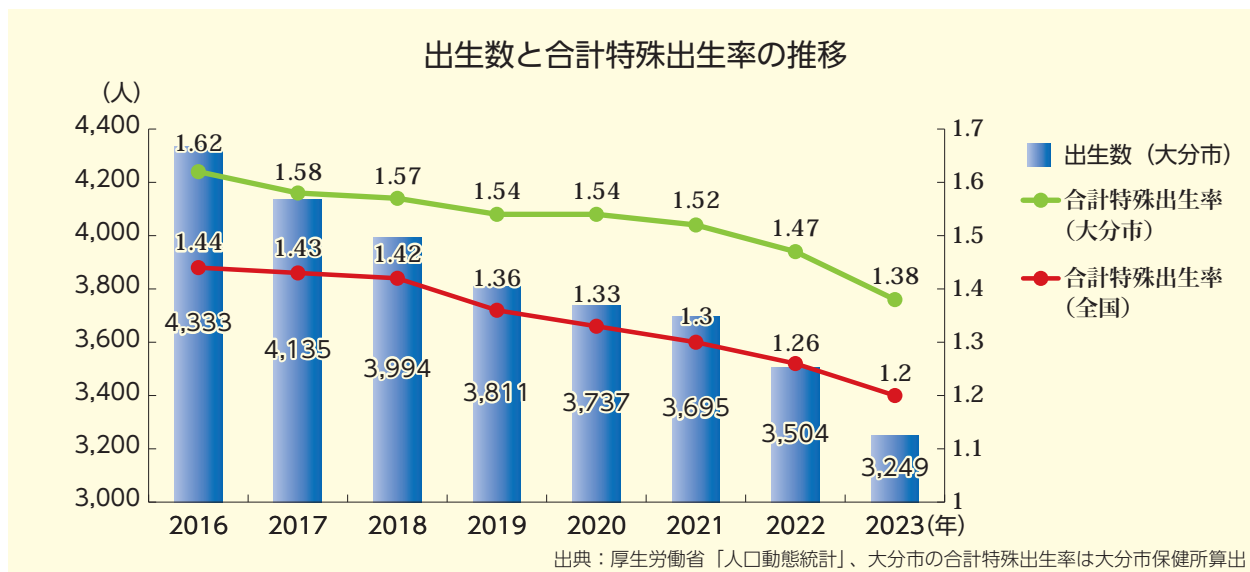
2020（令和2）年における総人口に対する老年人口の割合は27.6%ですが、社人研の推計では、2050（令和32）年に36.7%へ9.1ポイント増加する見込みとなっており、高齢化率の急速な高まりが予想されています。



(4) 出生数及び合計特殊出生率※1

本市の出生数は、厚生労働省の「人口動態統計」※2によると、2018（平成30）年以降は4,000人を切る状況が続いており、2023（令和5）年では3,249人まで減少しています。また、厚生労働省の「人口動態統計」を基に本市が独自に集計し公表している合計特殊出生率は、2016（平成28）年の1.62以降減少傾向にあり、2023（令和5）年は1.38となっています。

「大分市人口ビジョン」では、結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現に向けた取組をさらに充実させることにより、出生数の減少に歯止めをかけることで、2029（令和11）年の合計特殊出生率を1.63と想定します。



用語解説

※1 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

※2 厚生労働省「人口動態統計」

出生、死亡、婚姻、離婚、死産の数を厚生労働省がまとめる統計。統計期間は1月1日から同年12月31日まで。

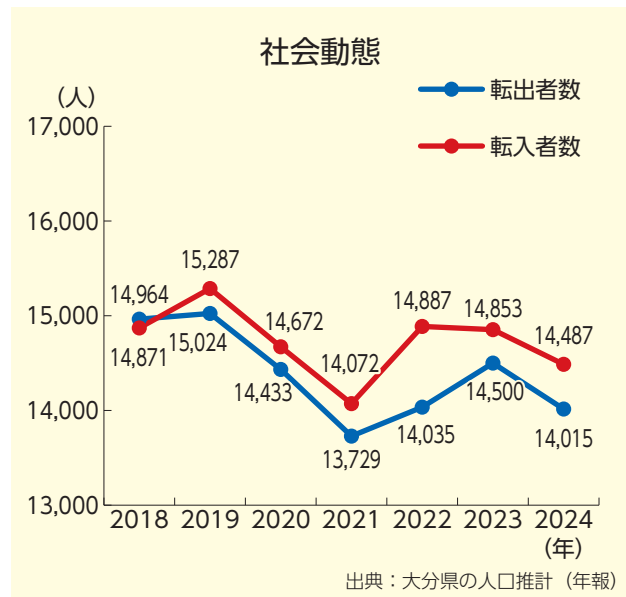
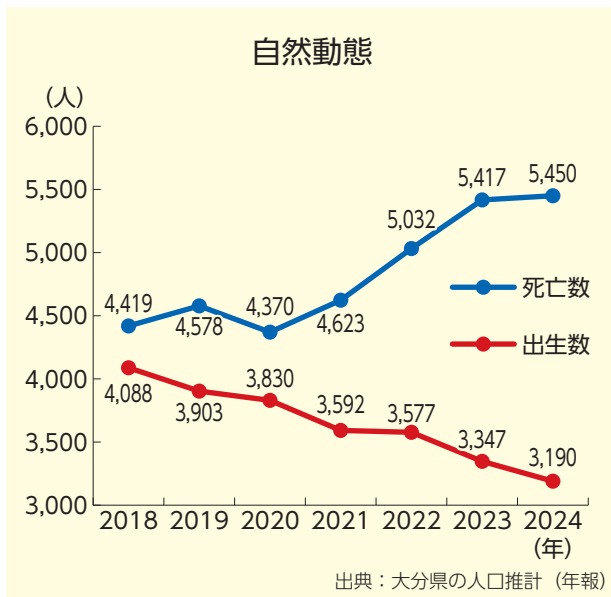
基本計画総論

(5) 人口動態※³

「大分県の人口推計報告」※⁴によると、本市の自然動態※⁵は、2016（平成28）年までは出生数が死亡数を上回っていたため、自然増となっていました。しかし、2017（平成29）年に死亡数が出生数を上回り自然減に転じ、2024（令和6）年では2,260人の自然減となりました。今後も、出生数の大幅な増加は見込めないなか、老年人口の増加に伴い死亡数は増加していくことが予想されることから、自然減が続くことが見込まれます。

一方、社会動態※⁶を見ると、近年は、2018（平成30）年を除き転入者が転出者を上回る社会増が続いています。

なお、2017（平成29）年には、自然減が社会増を上回ったことにより、本市で初めて人口減となり、以降、人口減少が続いています。



用語解説

※³ 人口動態

自然動態と社会動態を合わせた人口の動きをいう。

※⁴ 「大分県の人口推計報告」

当年10月1日現在の県推計人口及び前年10月1日から当年9月30日まで一年間の県人口移動の状況を県が収録したもの。

※⁵ 自然動態

一定期間における出生及び死亡に伴う人口の動きをいう。

※⁶ 社会動態

一定期間における転入及び転出に伴う人口の動きをいう。

(6) 昼間人口等

周辺市町村との通勤・通学等による流入超過昼間人口は漸減傾向にあり、2020（令和2）年では6,100人程度となっています。今後も、教育・文化・医療・交通などの拠点機能の集積、日常生活圏の拡大、広域的な連携と交流などから、昼間人口が夜間人口（常住人口）を上回る流入超過は続くと予想されます。



基本計画総論

第2節 経済

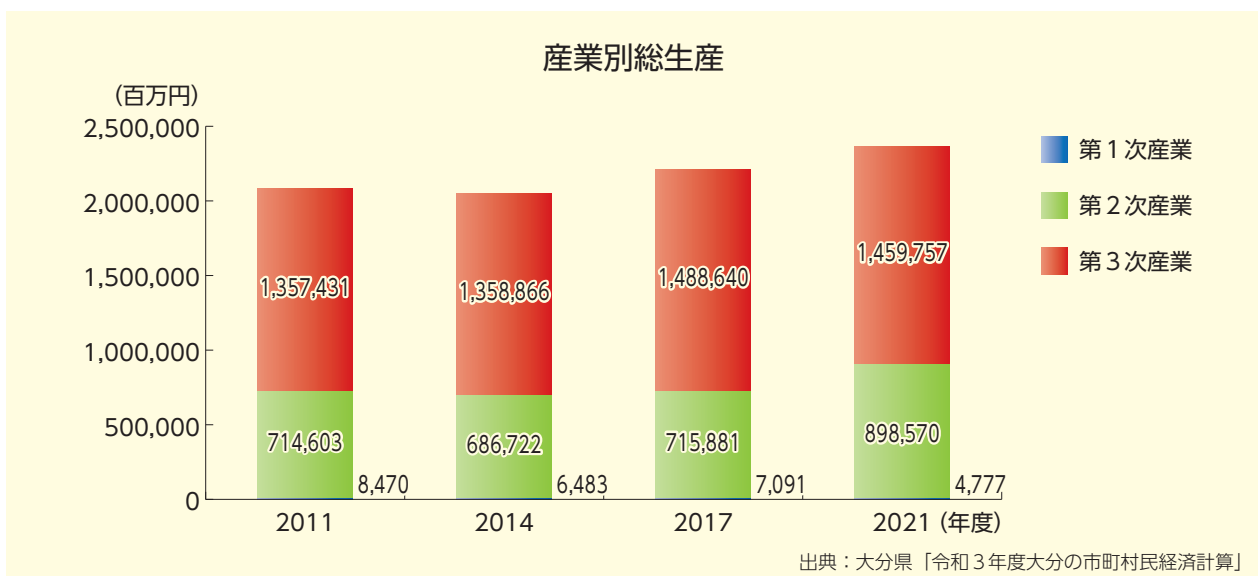
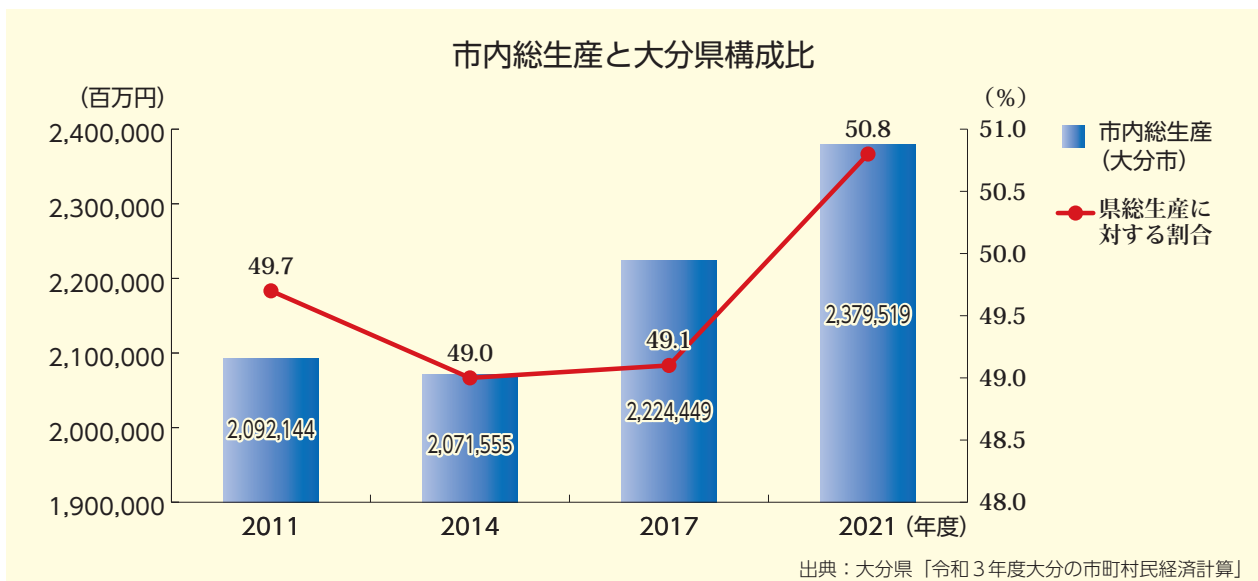
(1) 産業別総生産

県の「令和3年度大分の市町村経済計算（令和6年版）」によると、本市の市内総生産は、2011（平成23）年度に対して2021（令和3）年度は、13.7%増加しました。

この間、産業別にみると、第1次産業が減少傾向にあるなか、第2次産業は増減を繰り返しながらも増加傾向にあり、第3次産業は2017（平成29）年度以降は減少傾向にありました。

産業構造に占める割合では、第1次産業は0.4%から0.2%、第3次産業は64.9%から61.3%へ減少となったのに対し、第2次産業は34.2%から37.8%へ増加となっています。

また、2021（令和3）年度の本市の市内総生産は、県総生産の50.8%を占め、県全体をリードしています。



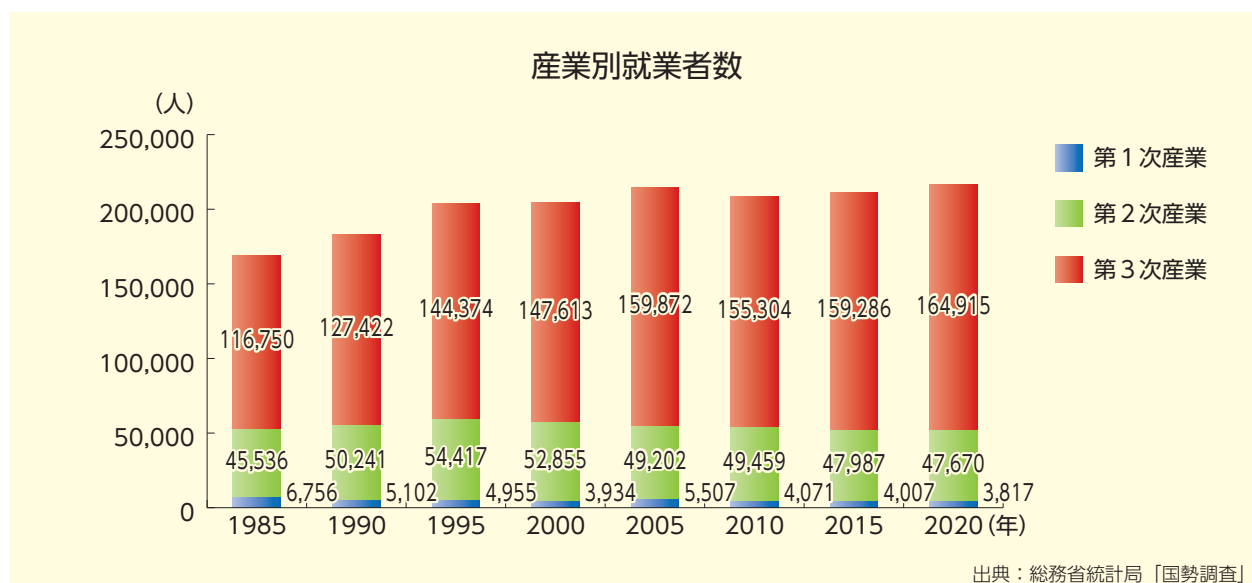
(2) 就業者

第1次産業の就業者数は、1965（昭和40）年から2020（令和2）年の間に、21,571人から3,817人と17.7%まで減少しました。全産業に占める割合も、1965（昭和40）年の21.2%から、1980（昭和55）年には4.5%、2020（令和2）年には1.8%にまで低下するなど、大幅な減少を示しています。

また、第2次産業の就業者数についても、全産業に占める割合は1975（昭和50）年の30.8%をピークに減少傾向にあり、2020（令和2）年には22.0%となっています。

これに対し、第3次産業の就業者数は、大きく伸びており、2005（平成17）年から2020（令和2）年の15年間に於いても5,043人増加し、全産業に占める割合も76.2%となっています。

今後も産業別就業者数については、同様の傾向が続くと予想されます。



基本計画総論

(3) 市財政の概要

わが国の景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しており、先行きについては、雇用・所得環境が改善するなかで、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、海外景気の下振れや物価上昇、金融資本市場の変動によるリスクが懸念されています。

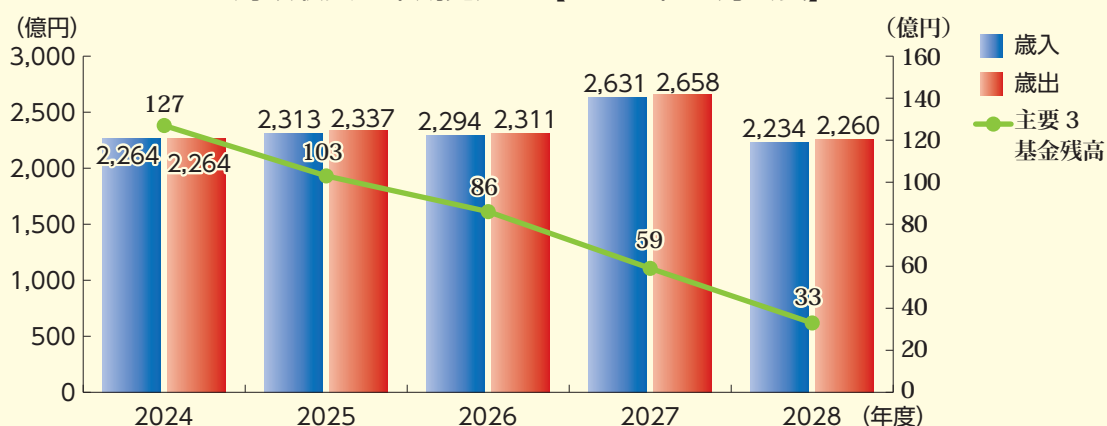
また、国と地方の長期債務残高は、令和5年度末には約1,285兆円と、GDPの2倍以上に膨らみ、なおさらなる累増が見込まれており、少子高齢化の進展と人口減少も相まって、その償還が将来世代の大きな負担となることが懸念されるなど、国、地方の財政は深刻な状況にあります。

本市においても、人口減少が進むなかで、歳入の根幹をなす市税の大幅な増収は期待できず、歳出面では、少子高齢化の進展により扶助費をはじめとした社会保障関係費が年々増加するとともに、老朽化が進んでいる公共施設の維持管理、更新への対応など多くの課題を抱えています。

2024（令和6）年10月に公表した「財政収支の中期見通し」では、このような影響を考慮した上で、2028（令和10）年度までの見通しを試算しましたが、依然として収支不足が続き、主要3基金^{※7}の残高は33億円まで減少する見込みとなっています。

このような大変厳しい財政状況のなかで、多様化・複雑化する市民ニーズを的確に把握し、少子化対策をはじめ、地域経済の振興、防災・減災対策など基礎自治体が果たすべき施策を着実に展開していくためには、これまで以上に効率的かつ安定的な財政運営が不可欠であり、限られた財源を最大限活用するとともに、市税をはじめとしたあらゆる歳入の積極的な確保に努めていかなければなりません。

財政収支の中期見通し【2024年10月公表】



(億円)					
項目 \ 年度	2024	2025	2026	2027	2028
歳入	2,264	2,313	2,294	2,631	2,234
歳出	2,264	2,337	2,311	2,658	2,260
主要 3 基金残高	127	103	86	59	33

出典：大分市

用語解説

※7 主要3基金

- ・財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整するための積立金
- ・減債基金：市債の償還財源を確保し、財政の健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的に設置された基金
- ・市有財産整備基金：市有財産の整備、維持管理及び処分の資金に充てるための基金

第3節 土地利用

本市の土地利用は、新産業都市建設の進展に伴い、臨海工業地帯の造成や後背地の整備が進み、また、都心に隣接した丘陵地や幹線道路に沿った郊外部においても大規模な開発行為が行われ、多彩な変貌を遂げてきました。

2023（令和5）年時点の土地利用の状況は、農用地7.6%、森林48.6%、水面・河川・水路5.1%、道路5.7%、住宅・商業・工業用地14.9%、その他18.2%となっており、自然的土地利用の比率が高く、豊かな自然環境に恵まれているなか、都市的土地利用への転換も進んでいます。

近年では、大分駅南土地区画整理事業の完了等により、中心市街地やその周辺部におけるマンション建設など都市型住宅の立地が進んでいます。

一方、人口減少、少子高齢化の進展に伴って、空き家・空き地など低・未利用地の点在やこれに起因する地域コミュニティ機能の低下など、都市の低密度化が懸念されています。

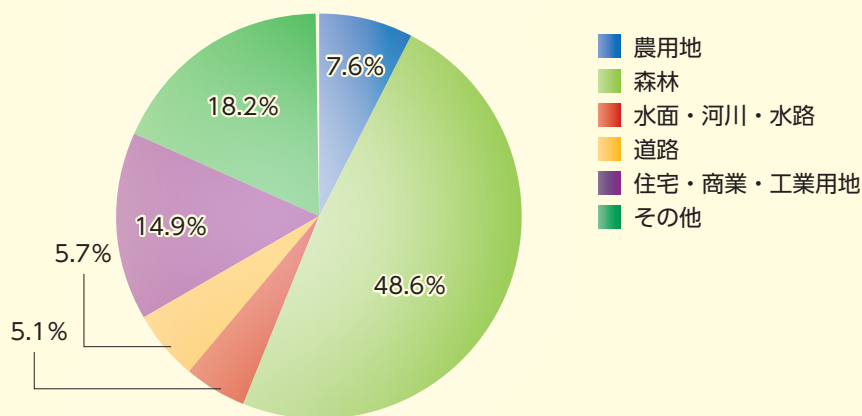
また、東日本大震災や能登半島地震などの被災事例を踏まえると、家屋倒壊などの直接的な被害はもとより、被災後の復興の遅れに伴う人口の流出や企業活動への影響等による都市の衰退が危惧されています。

今後の土地利用に当たっては、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりを念頭に、効率的かつ健全な都市の発展に資する土地利用の促進とあわせて、地域コミュニティの活性化を後押しすることで、中心市街地や各地区拠点を中心とした地域の魅力の向上や機能充実、防災性の強化等を図ることが必要となります。

また、良好な景観は、現在及び将来における市民の資産であり、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、これらが調和した土地利用を図ることが求められています。

さらに、九州の東の玄関口として、また、九州各都市を結ぶ交通・物流の結節点として、都市機能の高度化や魅力の向上等に寄与する土地利用が期待されます。

土地利用の状況【2023年時点】



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

出典：大分市

第4章

まちづくりに関する市民の意識

2024（令和6）年12月に実施した大分市民意識調査の結果によると、「大分市総合計画（おおいた創造ビジョン2024）」に掲げる42の施策のうち重要度の高い施策は、「防災・危機管理体制の確立」「子ども・子育て支援の充実」「犯罪のないまちづくりの推進」「安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実」「社会保障制度の充実」など、福祉や雇用、安全・安心などの生活に密着した施策となっています。

一方、満足度が低い施策は、「交通体系の確立」「安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実」「子ども・子育て支援の充実」などとなっています。

重要度が高い施策（昇順）

順位	施 策	重要度	満足度（順位）
1	防災・危機管理体制の確立	4.51	36
2	子ども・子育て支援の充実	4.44	40
3	犯罪のないまちづくりの推進	4.35	24
4	安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実	4.33	41
5	社会保障制度の充実	4.19	37
6	消防・救急体制の充実	4.19	2
7	交通体系の確立	4.18	42
8	子どもたちの学びを支える教育環境の充実	4.17	38
9	地域医療体制の充実	4.15	20
10	地域福祉の推進	4.09	11

※順位は、全 42 施策のうちの順位
※全施策の重要度の平均は 3.82

満足度が低い施策（降順）

順位	施 策	満足度	重要度（順位）
42	交通体系の確立	2.18	7
41	安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実	2.45	4
40	子ども・子育て支援の充実	2.57	2
39	農業の振興	2.63	18
38	子どもたちの学びを支える教育環境の充実	2.64	8
37	社会保障制度の充実	2.64	5
36	防災・危機管理体制の確立	2.66	1
35	生きる力をはぐくむ学校教育の充実	2.70	16
34	高齢者福祉の充実	2.70	13
33	健全な消費生活の実現	2.71	29

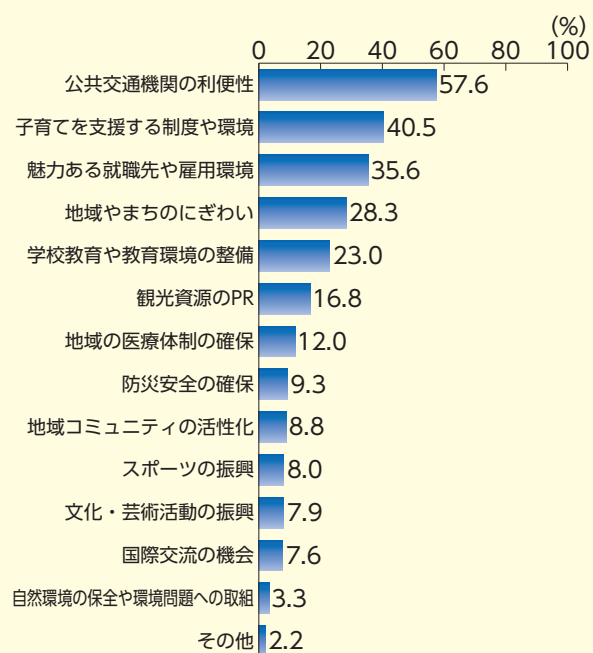
※順位は、全 42 施策のうちの順位
※全施策の満足度の平均は 2.83

2023（令和5）年10月から11月にかけて実施した新たな総合計画等の策定に向けた若者アンケート調査の結果によると、現在の本市に不足しているもの、10年後の本市に期待することについては、ともに「子育てを支援する制度や環境」「公共交通機関の利便性」「魅力ある就職先や雇用環境」「地域やまちのにぎわい」などが上位になっています。

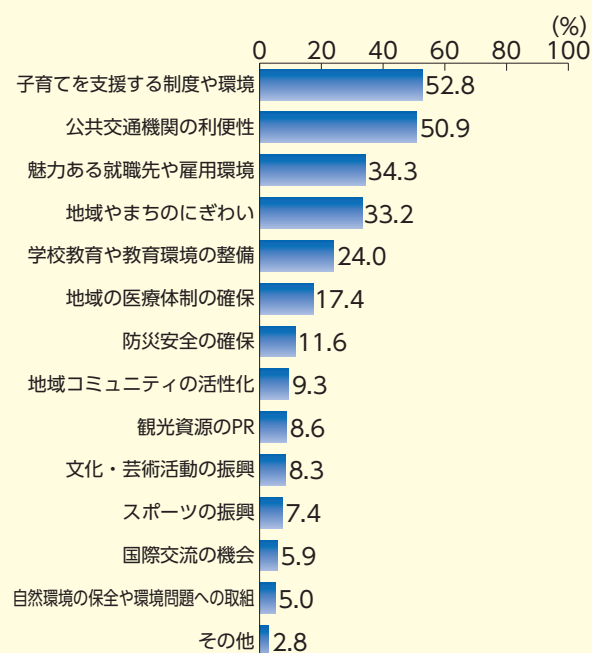
加えて、市政に若者の意見が反映されていると思っている割合は25％程度にとどまっている一方で、若者の声を届ける場があれば利用したいと思っている割合は59.1％となっています。

これからのまちづくりを進めるに当たっては、時代の潮流と市民ニーズを的確にとらえるとともに、次代を担う若者をはじめ地域住民が意見交換する場等を通じて、柔軟に市民意見を取り入れながら、各施策の展開を進める必要があります。

現在の大分市に不足しているものは何ですか

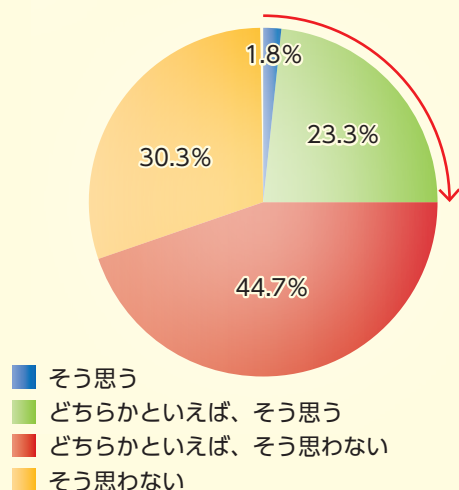


10年後の大分市に期待することは何ですか



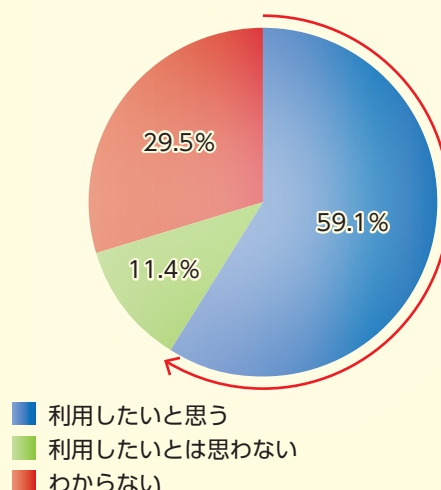
若者の意見が反映されていると思う

25.1%



声を届ける場があれば利用したい

59.1%



第5章 基本的な政策の体系

基本構想に掲げた3つの基本的な政策を進めるため、次の体系図に示すように具体的な政策とその実施のための施策を展開します。

3つの基本的な政策（19政策・41施策）

第1部

豊かな個性をはぐくみ、ともに成長できるまち（5政策・7施策）

第1章 こども・子育て支援の充実

第2章 豊かな人間性の創造

- 第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実
- 第2節 こどもたちの学びを支える教育環境の充実
- 第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興

第3章 スポーツの振興

第4章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

第5章 国際化の推進

第2部

共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち（6政策・16施策）

第1章 地域コミュニティの活性化

第2章 人権尊重社会の形成

- 第1節 人権教育・啓発の推進
- 第2節 男女共同参画社会の実現

第3章 社会福祉の充実

- 第1節 地域福祉の推進
- 第2節 高齢者福祉の充実
- 第3節 障がい者（児）福祉の充実
- 第4節 社会保障制度の充実

第4章 健康の増進と医療体制の充実

- 第1節 健康づくりの推進
- 第2節 地域医療体制の充実
- 第3節 清潔で安全な生活環境の確立

第5章 防災・減災力の向上

- 第1節 防災・減災・危機管理体制の確立
- 第2節 流域全体の関係者で行う災害対策等の推進

第6章 安全・安心な暮らしの確保

- 第1節 消防・救急体制の充実
- 第2節 交通安全対策の推進
- 第3節 犯罪のないまちづくりの推進
- 第4節 健全な消費生活の実現

第3部

新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまち（8政策・18施策）

第1章 DXの推進

第2章 快適な生活環境の確立

- 第1節 脱炭素社会の実現に向けた取組
- 第2節 循環型社会の形成
- 第3節 公害の未然防止と環境保全
- 第4節 豊かな自然の保全

第3章 活気ある商工業・流通の展開

- 第1節 商工業・サービス業の振興
- 第2節 流通拠点の充実

第4章 特性を生かした農林水産業の振興

- 第1節 農業の振興
- 第2節 林業の振興
- 第3節 水産業の振興

第5章 魅力ある観光の振興

第6章 安定した雇用の確保と勤労者福祉の充実

第7章 快適な都市構造の形成と機能の充実

- 第1節 計画的な市街地の形成
- 第2節 交通体系の確立

第8章 安定した生活基盤の形成

- 第1節 水道の整備
- 第2節 下水道の整備
- 第3節 安全で快適な住宅の整備
- 第4節 公園・緑地の保全と活用

第6章

計画推進の基本姿勢

目指すまちの姿（都市像）の実現に向け、効果的に計画を推進する上での基本姿勢を定めます。

○ ひとを中心としたまちづくり

少子高齢化と人口減少が進行するなか、地域社会を維持し、活性化していくためには、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズを的確に把握し、柔軟に対応していくことが必要です。

市民、地域コミュニティ、行政が一体となって、地域の活力と魅力を最大限に引き出す、ひとを中心としたまちづくりを進めていきます。

また、次代を担う若者が本市の魅力を実感し、住み続けたい、戻ってきたいと思える郷土愛をはぐくむとともに、未来に向けて挑戦し活躍できるまちづくりを進めていきます。

○ 地域の個性を生かした自立したまちづくり

ひとを中心としたまちづくりを積極的に推進するためには、住民に最も身近な基礎自治体として、自主性・自立性を十分発揮することが重要です。

また、各地域の実情やその特性を生かすとともに、連携により活力に満ちた魅力あるまちづくりを進めていきます。

○ 新たな時代の市民ニーズに対応した多様な連携

ライフスタイルの多様化やデジタル化の進展等により、行政需要が高度化するなか、さまざまな地域課題や市民ニーズに的確に対応するため、国や県をはじめ、大分都市広域圏の市町等の自治体、企業、NPO、大学等の高等教育機関など多様な主体と連携を図るとともに、相互の特徴を生かしながら、それぞれの限られた資源を有効に活用し、これまで以上に充実した行政サービスを効率的・効果的に提供していきます。

○ 計画に基づく政策・施策の推進

さまざまな地域課題や市民ニーズの的確な把握に努めながら、この基本計画に掲げられた諸施策や関連する各種計画を着実に推進します。

また、総合計画の進行管理を適正に行うため、行政評価を通じて事業の成果等の検証を行うとともに、その結果を踏まえた施策や事務事業を展開します。

○ デジタル技術の活用等による地方創生の更なる推進

人口減少が進行するなか、将来にわたって活力ある社会を維持し、自律的で持続可能なまちづくりを進めるため、「大分市総合戦略」を策定し、地方創生の取組をより一層、充実・強化していく必要があります。

取組に当たっては、産業や行政、教育など、さまざまな分野においてデジタルの力を活用することで、イノベーションや人の流れを生み、暮らしやすい魅力的なまちづくりを進めていきます。

○ 地方分権改革の推進

地方分権改革は、地方公共団体と地域住民が自らの判断と責任において、多様化・複雑化した地域の諸課題の解決を図るための基盤となるものです。

今後も住民やNPOなど多様性に富んだ地域の主体とともに、地域特性を生かしたまちづくりを行うため、引き続き地方分権改革を推進していきます。

○ 持続可能な行財政運営の推進

基礎自治体として、市民福祉の向上を目指し、将来にわたって質の高い行政サービスを提供するため、自主的な行政運営を可能とする安定した財政基盤が不可欠です。

今後も、不断の行政改革に取り組み、人材・財源などの限られた行政資源の最大限の有効活用を図ることで、持続可能な行財政運営を推進していきます。